

京 都 大 学 病 理 組 織 検 査 受 託 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>京都大学<u>病理組織検査</u>受託規程</p> <p>第1条 京都大学医学研究科並びに医学部附属病院において行う<u>病理組織検査</u>（以下「<u>検査</u>という。）の受託及び料金については、この規程の定めるところによる。</p> <p>第2条 京都大学医学研究科において受託する<u>検査は、病理組織迅速顕微鏡検査（診療報酬の算定方法（平成18年3月厚生労働省告示第92号）の別表第1医科診療報酬点数表の第2章第3部第2節病理学的検査料の区分（以下「病理学的検査料の区分」という。）D100をいう。以下同じ。）、病理組織顕微鏡検査（病理学的検査料の区分D101をいう。以下同じ。）及び病理診断（病理学的検査料の区分D104をいう。以下同じ。）とする。</u></p> <p>2 京都大学医学部附属病院において受託する<u>検査は、検査を委託する者を保険医療機関に限るものとし、病理組織迅速顕微鏡検査、病理組織顕微鏡検査、その他の病理組織検査（病理学的検査料の区分D101—2をいう。）、細胞診検査（病理学的検査料の区分D102をいう。）、HER2遺伝子に係る検査（病理学的検査料の区分D103—2をいう。）及び病理診断とする。</u></p> <p>第3条 <u>検査を委託しようとする者は、所定の病理組織検査申込書に検査資料を添えて医学研究科長又は医学部附属病院長に提出し、その承認を受けなければならない。</u></p> <p>第4条 <u>検査料金は、1点の単価を10円とし、病理学的検査料の区分に応じて、その定める点数を乗じて得た額に100分の105を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入した額）とする。ただし、医学研究科において行う病理診断について、検査の承認を受けた者が作製した組織標本を診断する場合は、1件につき200点として算定する。</u></p> <p>第5条 <u>検査の承認を受けた者（以下「委託者」</u></p>	<p>京都大学<u>病理診断</u>受託規程</p> <p>第1条 京都大学医学研究科並びに医学部附属病院（以下「<u>病院</u>という。）において行う<u>病理診断</u>の受託及び料金については、この規程の定めるところによる。</p> <p>第2条 京都大学医学研究科において受託する<u>病理診断の種類は、別表1のとおりとする。</u></p> <p>2 <u>病院において受託する病理診断は、病理診断を委託する者を保険医療機関に限るものとし、病理診断の種類は、別表2のとおりとする。</u></p> <p>第3条 <u>病理診断を委託しようとする者（以下「委託者」という。）は、所定の病理診断申込書に病理診断試料（以下「試料」という。）を添えて医学研究科長又は医学部附属病院長（以下「病院長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。</u></p> <p>第4条 <u>病理診断料金は、別表1及び別表2のとおりとする。</u></p> <p>第5条 <u>委託者は、所定の期日までに病理診断料</u></p>

<p>という。)は、所定の期日までに<u>検査料金</u>を納付しなければならない。</p> <p>2 一旦納付した<u>検査料金</u>は、いかなる理由があっても返還しない。</p> <p>第6条 委託者が<u>検査料金</u>を納付しないときは、<u>検査受託</u>の承認を取り消す。</p> <p>第7条 <u>検査</u>が完了したときは、<u>病理組織検査結果報告書</u>を委託者に交付する。</p> <p>第8条 <u>検査</u>の必要上、大学において<u>検査資料</u>の再度提出を求めた場合は、委託者は、速やかに<u>検査資料</u>を提出しなければならない。</p> <p>2 前項により<u>検査資料</u>を提出した場合の<u>検査料金</u>は、徴収しない。</p> <p>第9条 <u>検査資料</u>は、いかなる理由があっても返還しない。</p> <p>第10条 本学は、不可抗力の事由によって生じた<u>検査資料</u>の損害に対しては、一切責任を負わない。</p> <p>第11条 この規程に定めるもののほか、<u>検査</u>の受託に必要な細目は、医学研究科にあつては医学研究科長が、<u>医学部附属病院</u>にあつては<u>医学部附属病院長</u>が定める。</p>	<p><u>金</u>を納付しなければならない。</p> <p>2 一旦納付した<u>病理診断料金</u>は、いかなる理由があっても返還しない。</p> <p>第6条 委託者が<u>病理診断料金</u>を納付しないときは、<u>病理診断受託</u>の承認を取り消す。</p> <p>第7条 <u>病理診断</u>が完了したときは、<u>病理診断報告書</u>を委託者に交付する。</p> <p>第8条 <u>病理診断</u>の必要上、大学において<u>試料</u>の再度提出を求めた場合は、委託者は、速やかに<u>試料</u>を提出しなければならない。</p> <p>2 前項により<u>試料</u>を提出した場合の<u>病理診断料金</u>は、徴収しない。</p> <p>第9条 <u>試料</u>は、いかなる理由があっても返還しない。</p> <p>第10条 本学は、不可抗力の事由によって生じた<u>試料</u>の損害に対しては、一切責任を負わない。</p> <p>第11条 この規程に定めるもののほか、<u>病理診断</u>の受託に必要な細目は、医学研究科にあつては医学研究科長が、<u>病院</u>にあつては<u>病院長</u>が定める。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (平成24年5月総長裁定)</p> <p style="text-align: center;">この規程は、平成24年6月1日から施行する。</p> <p>別表1 } (別添) 別表2 }</p>
--	---

別表1（第2条及び第4条関係）

病理診断の種類	病理診断料金
<ul style="list-style-type: none"> <li>・病理組織標本作製</li> <li>・術中迅速病理組織標本作製</li> <li>・病理診断料</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 各病理診断の料金は、左記の病理診断の種類に応ずる健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づく診療報酬の算定方法（平成24年厚生労働省告示第76号）により、同告示別表第1医科診療報酬点数表第2章第13部病理診断の区分に規定する点数に10円を乗じて得た額に100分の105を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入した額）とする。</li> <li>2. 委託者が作製した組織標本を診断する場合は、1件につき200点として前項により算定した額とする。</li> </ol>

別表2（第2条及び第4条関係）

病理診断の種類	病理診断料金
<ul style="list-style-type: none"> <li>・病理組織標本作製</li> <li>・電子顕微鏡病理組織標本作製</li> <li>・免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製</li> <li>・術中迅速病理組織標本作製</li> <li>・細胞診</li> <li>・HER2 遺伝子標本作製</li> <li>・病理診断料</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 各病理診断の料金は、左記の病理診断の種類に応ずる健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づく診療報酬の算定方法（平成24年厚生労働省告示第76号）により、同告示別表第1医科診療報酬点数表（以下、「医科点数表」という。）第2章第13部病理診断の区分に規定する点数に10円を乗じて得た額に100分の105を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入した額）とする。</li> <li>2. 術中迅速病理組織標本作製のうち、テレパソロジーによる術中迅速病理組織標本作製については、1件につき、医科点数表に規定する術中迅速病理組織標本作製の点数に2分の1を乗じた点数に、同表の病理診断管理加算2の点数に2分の1を乗じた点数を加算して、前項により算定した額とする。</li> <li>3. 病理診断料について、委託者と保健医療機関間の連携による病理診断を行った場合は、1件につき、医科点数表に規定する病理診断管理加算2の点数に2分の1を乗じた点数を加算して、第1項により算定した額とする。</li> </ol>